

令和2年4月17日

保護者各位

知立市長 林 郁夫

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う保育の提供の縮小について (お願い)

日頃から、知立市の保育行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

4月10日に、愛知県が緊急事態宣言を発令したことを受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保育園の登園の自粛にご理解とご協力いただき、ありがとうございます。

県内の保育所等において、職員や園児の新型コロナウイルスの感染者の発生が続き、感染拡大の懸念が高まっています。

このため、さらなる感染拡大を防止し、子どもや保護者、保育従事者の安全確保の観点から、緊急事態措置の期間中(5月6日(水)まで)は、家庭で保育が可能な方等については、保育所の利用の自粛をお願いいたします。

最大限可能な限り家庭での保育をお願いいたします。

医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方、両親ともに仕事を休むことが困難な家庭など、やむを得ず家庭での保育が困難な方に限り、可能な限り規模を縮小し保育を実施いたします。保育園の利用が真に必要なご家庭は、別紙「保育利用申請書」を保育園に提出してください。

今後、感染が急速に拡大するといった事態が生じた場合は、臨時休園せざるを得ない状況もあることをご理解いただきたいと思います。

保育園でも感染リスクはあります。この緊急事態の中、社会全体でこれ以上の感染を食い止め平穏な日常を取り戻すため、そして何よりお子様の命を守るため、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【担当者連絡先】

知立市子ども課保育係

電話 0566-95-0121



2子支第162号
令和2年4月15日

各市町村保育主管課長 殿
各市町村放課後児童健全育成事業主管課長 殿

愛知県福祉局子育て支援課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等の保育の提供の縮小について (依頼)

保育所、認定こども園、放課後児童クラブ及び地域型保育事業実施施設 (以下、「保育所等」。) については、令和2年4月10日付け「新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言に基づく保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等の対応について (依頼)」に基づきご対応いただいているところです。

その後、県内の保育所等において、職員や園児の新型コロナウイルスの感染者の発生が続き、感染拡大の懸念が高まっています。

このため、さらなる感染拡大を防止し、子どもや保護者、保育従事者の安全確保の観点から、緊急事態措置の期間中 (5月6日 (水) まで) は、下記の事項に配慮の上、家庭で保育が可能な方等については、保育所等の利用自粛をお願いするなど、規模を縮小して実施いただきますようお願いいたします。

なお、本依頼については、休園・休業を要請するものではないことを念のため申し添えます。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大を最大限に予防する観点から、できる限り登園を控えていただくよう更なる呼びかけを行うとともに、保育を希望する保護者から、保育の必要な理由や期間、保護者の勤務状況、親族等での児童の預かりの可否等を書面で確認するなどの方法により、やむを得ず家庭での保育が困難な方に限り保育を実施するなど、可能な限り規模を縮小すること。
- 2 規模の縮小にあたり、保護者に子どもの登園・通所を控えるよう協力を求める場合、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等、保育が必要な者に対し、登園自粛を強要することがないよう、十分配慮すること。